

指針詳細編の作成にあたって

【二段階の指針案作成について】

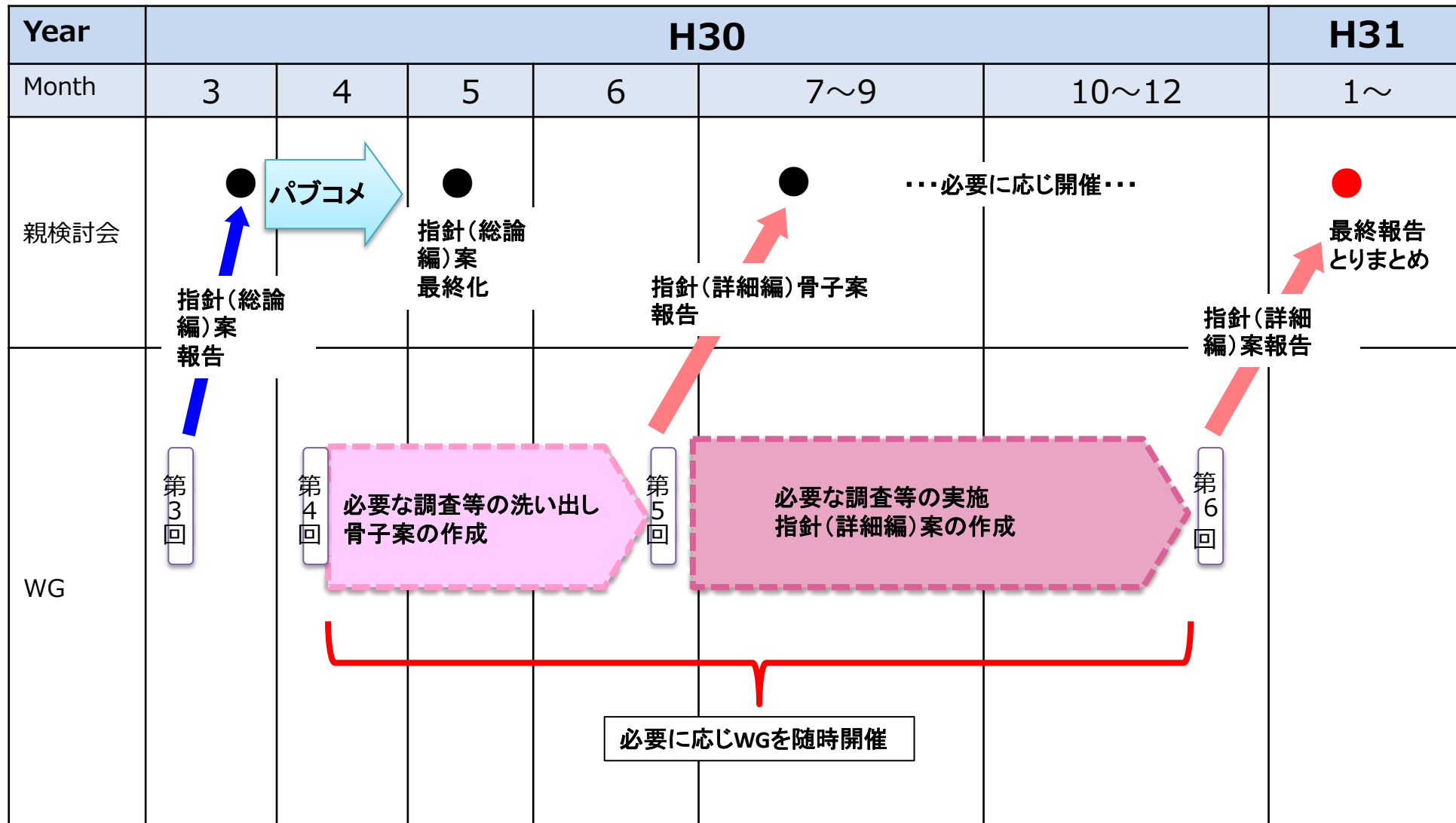
昨年度に作成した指針（総論編）を踏まえ、今年度は詳細編として、疾患領域別もしくは療養環境別の指針を作成する。

【進め方（案）】

- ①指針（詳細編）のあり方について各構成員の意見交換
- ②意見の取りまとめ、新たに実施が必要な調査等の洗い出し
- ③作成方針、必要な調査・分析等の内容について、親検討会への報告
- ④骨子案の作成
- ⑤骨子案の親検討会への報告
- ④指針案の作成
- ⑤指針案の親検討会への報告

※主査の下で実施
（構成員、関係学会等に随時ご協力をいただく）

今後の進め方について



※ 主査の下で下案の作成(関係学会等の協力をいただく。調整事務局は日本病院薬剤師会)